ウェブアクセシビリティ基盤委員会 作業部会1 副査 柴田

ウェブアクセシビリティ基礎

- 基本的な考え方とJIS X 8341-3:2016 -

基本的な考え方

アクセシビリティとは

施設及びサービス等の利用の容易さ

- 外務省による「障害者の権利に関する条約」では、「Article 3」「General principles」「(f) Accessibility;」をこのように翻訳

アクセシビリティの事例（水道栓）

回す（ひねる）

押す

「ウェブアクセシビリティ」とは

ウェブのアクセシビリティを言い表す言葉がウェブアクセシビリティです。具体的にはウェブページにある情報や機能の利用しやすさを意味します。
さまざまな利用者が、さまざまなデバイスを使い、さまざまな状況でウェブを使うようになった今、あらゆるウェブコンテンツにとって、ウェブアクセシビリティは必要不可欠な品質と言えます。

「ウェブアクセシビリティとは」（ウェブアクセシビリティ基盤委員会） https://waic.jp/knowledge/accessibility/

「さまざまな」利用者、デバイス、状況

さまざまな利用者

- 高齢者
- 障害者
- 健常者

さまざまなデバイス

- PC
- スマートフォン
- 画面読み上げ機能
- 点字ディスプレイ
- オンスクリーンキーボード
- 音声入力

さまざまな状況

- 職場/学校/家庭
- 電車内
- 屋外/暗所
- 寝たきり

ウェブアクセシビリティの対象は高齢者・障害者だけではありません

視覚障害者（全盲）のウェブページ利用方法

「総務省｜障害者のウェブページ利用方法の紹介ビデオ」より

視覚障害者（弱視）のウェブページ利用方法

「総務省｜障害者のウェブページ利用方法の紹介ビデオ」より

肢体不自由者のウェブページ利用方法

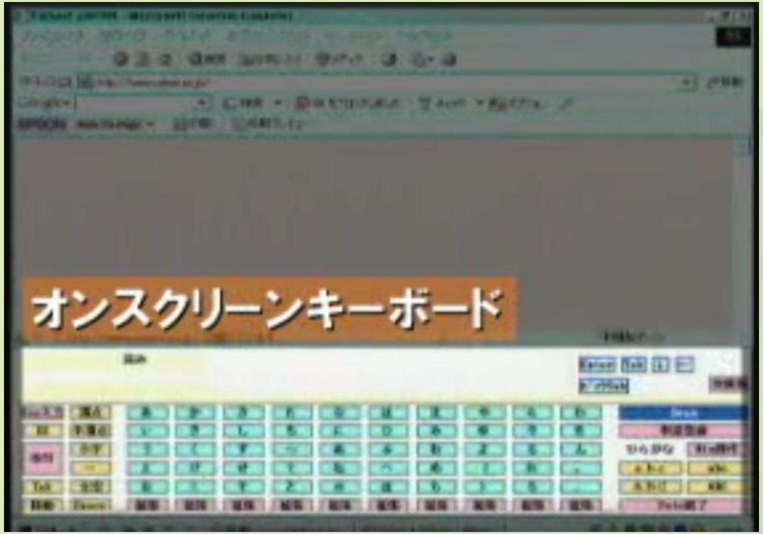

ローカルの動画を表示
「総務省｜障害者のウェブページ利用方法の紹介ビデオ」より

アクセシブルなウェブサイトとは

ウェブサイトに支援機能を実装すること……？

- 文字の拡大機能をつけること
- 背景色を変更できるようにすること
- 読み上げ機能をつけること

完全に無駄とは言いませんが、
これらを必要とするほとんどの利用者は
自分の環境で解決しています

アクセシブルなウェブサイトとは

利用者ごとの利用方法を阻害しないように作ること

- 利用者はウェブコンテンツを理解・利用するために「支援技術」を使っている場合があります
  - 支援技術の例: 画面読み上げソフト、拡大鏡、特殊なキーボード
- 利用者の特性を想像し、認知負荷を下げること

具体的な対応の方法が、規格JIS X 8341-3に書いてあります

制度的背景

障害者差別解消法

- 2016年施行。2024年から改正法が施行
- 障害者権利条約に批准する条件のひとつ

2つの柱

差別の禁止	不当な差別的扱いの禁止。行政機関、民間共に義務
合理的配慮	過重な負担にならない範囲での社会的障壁の除去。行政機関は義務、民間は2024年4月から義務

合理的配慮の考え方

車椅子利用者のために、図書館のすべて本棚の高さを、車椅子で届く高さに変更してほしい

→

施設の構造全体を変える大規模な対応であり、「過重な負担」に該当する

合理的配慮の例

- 職員が利用者の求めに応じて、高い位置の本を取り出す
- 人気のある本やよく利用される資料を、取り出しやすい場所に配置する

現実的な範囲で柔軟に対応することが「合理的配慮」

ウェブアクセシビリティと障害者差別解消法

ウェブアクセシビリティの確保は合理的配慮？

障害者差別解消法の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（基本方針）」のなかでは、ウェブアクセシビリティは**合理的配慮をスムーズに提供するための「環境の整備（事前的改善措置）」**。

つまり義務ではない？

公的機関は実質義務

「環境の整備」ということで、**法的には努力義務**だが、総務省の「みんなの公共サイト運用ガイドライン」に従うことになっているので、**実質義務**。

適合レベル AA に準拠していないホームページ等
速やかに、ウェブアクセシビリティ方針を策定・公開し、適合レベル AA に準拠（試験の実施と公開）する。

みんなの公共サイト運用ガイドライン（2024年版）「公的機関に求める取組」より抜粋。「適合レベル AA（ダブルエー）」とはJIS X 8341-3における規格への適合の度合い。

みんなの公共サイト運用ガイドラインが公的機関に求める取組

- ウェブアクセシビリティ方針を策定・公開する　ガイドラインP58-P76
- 職員研修、日々の運用における取組、
  発注時における取組、外部サービス利用時の取組　ガイドラインP77-P136
- 取組内容の確認、試験の実施と公開　ガイドラインP137-P149
- ウェブアクセシビリティ方針の見直し・公開　ガイドラインP150-P153

継続的な運用を求める

民間は「努力義務」

- 改正障害者差別解消法により、民間事業者にとって「努力義務」だった合理的配慮が「義務」に
- 義務化されたのは「合理的配慮」であって、ウェブサイトのアクセシビリティ対応は義務と言いきることはむつかしい
- もちろんウェブサイトがアクセシブルであることは、ウェブサイトの価値を高めることなのは間違いない

医学モデルと社会モデル

障害の医学モデルと社会モデル

- 差別解消法における障害者の定義は、障害者手帳の所持者に限らない
- 「障害」は心身の不具合の問題（いわゆる「医学モデル」）でなく、社会が作り出している社会的障壁であるという考え方

ウェブサイトの社会モデル的「障害者」

さまざまな利用者のことを考えないで作ったサイト

- 地図やグラフについて、テキスト（文字データ）による情報提供がなく、音声読み上げソフトで読み上げることができない
- マウスでしか使えない設計になっており、キーボード利用者では操作できない
- 動画に字幕が提供されておらず、聴覚障害者が動画を理解できない

配慮のない情報提供が、障害者を作ってしまう

JIS X 8341-3とは

日本産業規格 JIS X 8341-3:2016

高齢者・障害者等配慮設計指針
－情報通信における機器，ソフトウェア及びサービス
－第3部：ウェブ コンテンツ

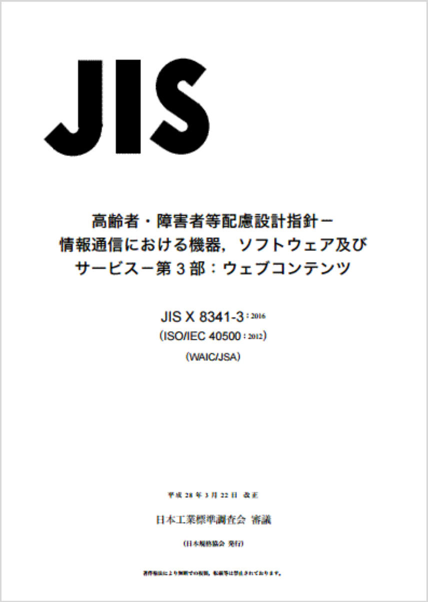
JIS

高齢者・障害者等配慮設計指針－
情報通信における機器，ソフトウェア及び
サービス－第 3 部：ウェブコンテンツ

JIS X 8341-3 : 2016
(ISO/IEC 40500 : 2012)
(WAIC/JSA)

平成 28 年 3 月 22 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

著作権法により無断での複製，転載等は禁止されております。

この規格は、高齢者及び障害のある人を含む全ての利用者が、使用している端末、ウェブブラウザ、支援技術などに関係なく利用することができるように、ウェブコンテンツが確保すべきアクセシビリティの基準について規定する。

JIS X 8341-3:2016「0A 適用範囲」

ウェブアクセシビリティの確保≒JIS X 8341-3に準拠する

日本産業規格であるJIS X 8341-3:2016の規格に**準拠する**ことで、**一定の**ウェブアクセシビリティを確保できます

「適合」でなくて「準拠」

- 原則、第三者による適合性の評価はない
- 当委員会が提唱する「準拠（配慮）」を用いることが一般的

一定の？

- 規格は改善され、より多様な環境や利用者を意識した規格になる

一致規格であること

任意規格の制定に当たって、国際規格が存在するとき又はその仕上がりが目前であるときは、当該国際規格又はその関連部分を基礎として用いる

WTO/TBT協定

WCAG 2.0は2008年勧告。WCAG 2.1は2018年6月に勧告。WCAG 2.2は2023年10月5日に勧告。次のJISは、WCAG 2.2と同じ内容になる見込みです。

JISを読むには

一時的な閲覧

日本産業標準調査会（https://www.jisc.go.jp/）のJIS検索機能で「X8341-3」を検索したら読めます（要ユーザ登録）。

購入する

日本規格協会（https://www.jsa.or.jp/）で購入できます。

元になった文書を読む

JISの元になった文書「WCAG」の翻訳を当委員会が公開しています（https://waic.jp/）。
ただし、「附属書」はありません。JISを読む必要があります。

ウェブアクセシビリティ関連文書

規格の補助的な文書

- WCAG 2.0 解説書
- WCAG 2.0 達成方法集

当委員会のウェブサイトで閲覧できます。2.0は、JIS X 8341-3:2016と対応する文書ですが、より新しい2.1や2.2の文書も読めます。

受託者・ウェブ技術者向けの文書

WAICのガイドライン

- ウェブアクセシビリティ方針策定ガイドライン
- ウェブコンテンツの JIS X 8341-3:2016 対応度表記ガイドライン
- JIS X 8341-3:2016 対応発注ガイドライン
- JIS X 8341-3:2016 試験実施ガイドライン

当委員会のウェブサイトで閲覧できます。

調達・発注の担当者にとって重要な文書

総務省の「みんなの公共サイト運用ガイドライン」

ウェブアクセシビリティ確保のための全体的な流れだけでなく、個別具体のアクセシビリティ確保のための運用についても言及がある。
総務省のウェブサイトで閲覧できます。

公的機関のウェブ広報に関わる人向けの文書

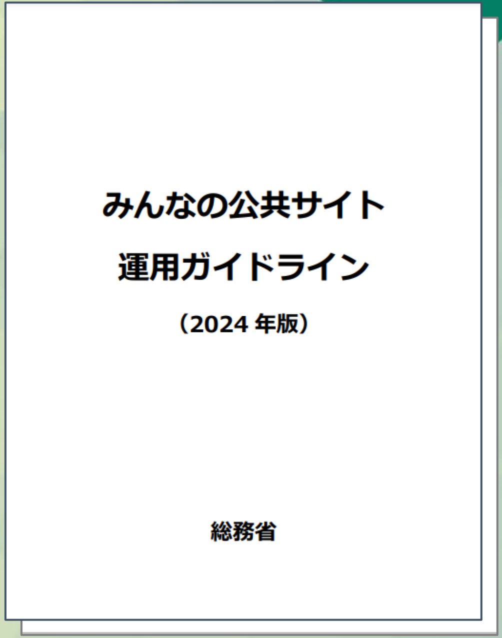
みんなの公共サイト
運用ガイドライン
（2024 年版）
総務省

デジタル庁発行のガイドブック

「ウェブアクセシビリティ導入ガイドブック」

ウェブアクセシビリティに初めて取り組む方向けに、ウェブアクセシビリティの考え方、取り組み方のポイントを解説するガイドブック。デジタル庁のウェブサイトで閲覧できます。

更新担当の方を含めてウェブに関わる人向けの文書

まとめ

まとめ

- ウェブアクセシビリティとは、ウェブページにある情報や機能の利用可能性
- ウェブアクセシビリティの対象は、高齢、障害の有無に関わらず、すべてのひとであること
- ウェブアクセシビリティの確保は法的には努力義務だが、公的機関は実質義務の状態
- 障害の社会モデルの考え方を採用し、ウェブ利用について、障害者を減らすという考え方ができること
- ウェブアクセシビリティを確保するためにJIS X 8341-3が役に立つこと
- JIS X 8341-3:2016とISO 40500:2012とWCAG 2.0はほぼ同じであること
- 参考資料としてWAIC/総務省/デジタル庁の文書がおすすめであること

最後に

本当の根底にあるもの - コンテンツの存在

- 「このコンテンツ（例：動画）があると適合レベルAAに準拠できない」という理由で、アクセシビリティに対応できていないコンテンツを公開しないという考え方があります
- しかし、こうした対応は、「誰もがアクセスできる」というウェブの根本的な価値を損なうおそれがあります
- たとえ一部の人にとって利用しづらいコンテンツであっても、削除してしまえば、誰にとってもアクセスできなくなります
- 一方で、たとえ完全ではなくてもコンテンツが公開されていれば、アクセスできる人が、アクセスできない人をサポートすることができます
- アクセシビリティ上の問題は、できる限り早く改善することが望ましいですが、即時に対応できないからといって、コンテンツを削除するのは避けるべきです